平成27年10月から、 国民一人ひとりに マイナンバー(個人番号)が通知されます



マイナンバーって何のこと?

国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効果的に管理するために活用されます。

どうしてマイナンバーが必要なの?

1. 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。

2. 公平・公正な社会の実現

負担を不当に免れることや給付を不正に受け 取ることを防止し、本当に困っている方にき め細かな支援を行うことができます。

3. 行政の効率化

情報の照合などの時間が削減され、複数の業務間で連携が進み、作業が効率化します。

マイナンバーが必要なのは、いつ?

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

例えば次のような場面で使います。

- 児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示
- 厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示
- ・ 源泉徴収票などに記載するために、 勤務先にマイナン バーを提示

自分のマイナンバーはどう知るの?

平成27年10月から、住民票を有する全 ての人に、「通知カード」によってマイナ ンバー(個人番号)が通知されます。

通知カードは住民票の住所に送付されます。

住民票の住所と異なるところに住んでいる場合は、住民票を移してください。

通知カードのイメージ

```
通知カード
個人番号
氏名
住所
年月日生性別
発行年月日住所地市町村長名
```

通知カードは運転免許証程度の大きさの紙 のカードです。

「個人番号カード」って何?

マイナンバー通知後に申請をすると、身分証明書や電子証明、自動交付機など様々なサービスに利用できる「個人番号カード」の交付を受けることができます。

交付開始時期 平成28年1月~ 発行手数料 無料

個人番号カードのイメージ



裏面

表面



個人番号を証明する書類として



番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病 気、年金受給、災害等、多くの場面で 個人番号の提示が必要となる。

○個人番号を証明する書類として 個人番号カードを提示



〇所得把握の精度向上 〇公平・公正な社会を実現

券面

本人確認の際の公的な身分証明書として







なりすまし被害の防止

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な 場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

ま た は III

付加サービスを搭載した多目的カード

- ■市町村等~印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- ■国~健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが 個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子 証明書

各種行政手続のオンライン申請



マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続の オンライン申請に利用できる。

- 〇電子申請(e-Tax等)の利用
- 〇行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得



- 〇行政の効率化
- 〇手続き漏れによる損失の回避



各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発→公的個人認証サービスの民間開放○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインパンキング等を 安全かつ迅速に利用

電子証明書

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

マイナンバーは一生使います大切にしてください

行政手続きの際に、番号確認や本人確認のため、「通知カード」や「個人番号カード」の 提示が求められます。

「通知カード」や「個人番号カード」は失くさないよう大切に保管してください。

無くした場合は、いずれも再発行に手数料が必要となります。